

社会福祉法人あそか会
指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業所
あそか のぞみの郷 運営規定

（事業の目的）

第1条 第1条 社会福祉法人あそか会が開設する特別養護老人ホームあそか のぞみの郷指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、老人福祉法の理念及び介護保険法に基づき、また、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「条例」という）を遵守し、利用者の生活の安定及び充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、事業所ごとに置くべき従事者（以下「職員」という。）が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者に対し適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 施設は、法人の理念にのっとり、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むこと、及び利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（併設施設）

第3条 指定短期入所生活介護事業及指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の実施にあたっては、法の定めるところにより、併設施設である指定介護老人福祉施設との一体的な運営を行うものとし、人員に関する基準は当該事業及び指定介護老人福祉施設の基準の合算により定めるものとし、当該事業における適切なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の実施地域）

第4条 当該事業の実施地域は原則として荒川区とその近隣とする。ただし、送迎の通常の実施地域は荒川区内とする。

（職員）

第5条 施設は、法に示された所定の職員を配置するものとする。但し、法の定めるところにより兼務することができるものとする。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 施設長 | 1名（兼務） |
| (2) 医師 | 1名以上（非常勤） |
| (3) 生活相談員 | 1名以上（兼務可） |
| (4) 介護職員 | 1名以上（介護職員又は看護職員のうち常勤1名以上） |
| (5) 看護職員 | 必要数 |
| (6) 栄養士 | 1名以上（兼務可） |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名以上（兼務可） |
| (8) 介護支援専門員 | 1名（兼務可） |

2. 施設は、前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（職務）

第6条 職員は、施設の事業目的を達成するために次の職務を行う。

- (1) 施設長は、理事長の命をうけ、施設の業務を統括する。施設長に事故

あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

(2) 医師は、医療法に定める職務上の責任をもって利用者の診察・健康管理及び健康衛生指導業務に従事する。

(3) 事務員は、庶務、経理及び施設管理業務に従事する。

(4) 栄養士は、献立作成、栄養計算及び食事記録、調理員の指導等の給食業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。

(5) 調理員は、給食業務に従事する。

(6) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、住環境の整備に従事すると共に施設サービス計画の作成に従事する。

(7) 看護職員は、医師の指導下を利用者の診察の補助及び看護、並びに保健衛生管理に従事する。

(8) 生活相談員は、施設長の命をうけ、利用者の生活指導、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。

(9) 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(10) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成及びサービスの実施について統括する。

(定員)

第7条 施設の入所定員は併設型2名、空床利用型5名とする。

(短期入所生活介護計画の作成)

第8条 施設は、当該事業の利用者に対して、その利用者が4日以上継続して利用することが明らかな場合に、短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者及びその家族に説明の上同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第9条 施設は、その利用者に適したサービスの提供に努めるものとし、必要がある場合は利用者又はその家族に対して、必要な事項について説明を行わなければならない。

(1) 入浴

入浴は利用者が指定介護老人福祉施設の定める入浴日に在所する場合に提供する。ただし、利用者の身体状況によっては入浴を見合わせたなどにより、安全な入浴サービスの提供に努め、入浴できない場合は清拭等を行う。

(2) 排泄

排泄介護にあたっては、利用者の身体状況に即した快適でプライバシーを尊重した適切な方法により行うものとする。

(3) 離床・着替え・整容等

離床・着替え・整容等にあたっては、利用者個々の心身の状況及び好みに即したサービスの提供に努める。

(4) 食事

食事サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況及び嗜好に配慮するものとし、常に利用者が安全に食事を摂取できるように努める。食事の取りおき及び変更については、別に定めるところにより、あらかじめ利用者より申出により対処するものとする。

(5) 健康管理

医師又は看護師は、利用者の健康状態を把握し、慢性疾患の管理、疾病の予防、早期発見のため、適切な措置を講ずることとし、必要に応じて記録を保存する。

施設は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、必要な措置をとるものとする。

(6) 相談・援助

施設職員は、常に利用者の心身の状況、その利用者の置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者や家族に対して、適切に相談に応じるとともに、必要な助言や情報提供を行うものとする。

(7) 機能訓練

施設は、その利用者が相当期間以上にわたり継続して利用する場合には、日常生活を営むうえで必要な機能の維持や回復に努めるための訓練を行うものとする。

(8) その他のサービス

施設は、指定介護老人福祉施設が提供する趣味活動等のサービスであって、利用者がそのサービスの提供を希望する場合は、これを提供する。ただし、材料に係る費用は実費徴収する。

(その他のサービスの提供)

第 10 条 施設は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとし、提供にあたっては、別に定めるところにより適切な費用を徴収するものとする。

(1) 利用者が選定する特別な食事の提供

(2) 利用者に対する理美容サービス

(3) 施設が特に定める教養娯楽の提供、またはレクレーション・行事の材料等に係る費用。

(施設利用資格)

第 11 条 施設の利用資格は、介護保険法に基づく当該事業の利用の資格があり、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及び、その他法令により入所できるものとする。

2. 施設は、利用者が共同生活の秩序を損ない、他の利用者に恐怖や危害を与えた場合、またはその危険がある場合等のやむを得ない事由により、その利用者に退所を求めることがある。

(入院)

第 12 条 施設は、利用者が疾病又は健康状態の悪化、もしくは今後悪化が見込まれる場合は、利用者又はその家族の同意を得て、入院とする場合がある。

(内容及び手続きの説明及び、同意、契約)

第 13 条 施設は指定介護老人福祉施設の利用者及びその家族（保証人）に対し、施設が定める当該運営規定等の重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付し、説明を行い、利用者の同意を得た上で利用契約書 2 通を作成し契約を締結するものとする。

(利用料)

第 14 条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別に定めるサービスにかかる費用の負担割合分と滞在費、食費、及び日常生活等に要する利用料の合計額とする。

2. 利用者が、次のサービスを受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

(1) 特例居宅介護サービス費

(2) 特定入所者支援サービス費

(3) 高額居宅支援サービス費

3. 利用者は、利用期間に係る利用料を退所時に現金で支払うものとし、利用期間が 1 ヶ月を超えることが予定される場合は当該月分を当該月末までに支払うものとする。

(日課の尊重)

第 15 条 利用者の日常生活については、利用者個々の心身の状況及び意思を尊重するものとし、施設は利用者の健康と生活の安定を目的に定める日課を利用者にわかりやすく説明し、理解を求め

るものとする。

(外出)

第 16 条 外出は利用者の安全が確保される限り自由とし、外出を希望する利用者又はその家族は外出先及び帰着時間を施設長に届け出るものとする。

(面会)

第 17 条 利用者の施設内での外来者との面会は、施設の許可を受けるものとする。
面会を希望する外来者は、施設管理の防犯及び利用者の健康管理のため、受付で所定の面会簿に必要事項を記載するものとする。

(緊急時の対応)

第 18 条 施設は、利用者の健康状態に常に留意するものとする。

2. 利用者は、利用者が定める主治医等の医療機関がある場合には、これを施設長に届け出るものとする。

3. 利用者の身体状況に著しい変化があった場合には、すみやかに医師に連絡し、指示を受け、適切な処置を講ずると共に、主治医及び家族等緊急連絡先へ連絡するものとする。

(衛生管理)

第 19 条 施設は施設と利用者の衛生保持を目的に、次の各項の実施に努めるとともに、衛生管理者及び産業医を配置し、衛生委員会を設置しなければならない。

(1) 職員及び利用者への衛生知識の普及及び指導

(2) 適時適切な清掃及び消毒。

(3) 日常における整理・整頓。

2. 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(災害対策及び設備保守)

第 20 条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2. 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等を立案し、防災訓練を月 1 回以上定期的に実施するものとする。

3. 施設は、事業の適切な運営のため、施設設備及び備品等について適切な保守を行うものとする。

(身体拘束等)

第 21 条 施設及び施設職員は、利用者の身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。但し、利用者又は他の利用者の生命又は身体の安全を確保するためやむを得ない場合は、拘束の理由及び方法等を利用者及びその家族に説明し同意を得た上で行うことができるものとする。

2. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（秘密保持等）

第22条 施設は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2. 施設は、職員及び当該職員退職後においても前号の秘密保持を厳守する旨について、誓約書に明記するものとする。

（虐待防止）

第23条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

（個人情報保護）

第24条 施設は、「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報保護に関する基本規則」に則り、個人情報の取得、利用、開示、委託等を適切に行い、個人情報の保護を図るものとする。

（事業継続計画の策定等）

第25条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第26条 施設は利用者に提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するものとし、これに係る担当職員を配置し、事実関係の調査に基づき、改善の措置を講ずるとともに、利用者及びその家族に説明しなければならない。

（職員の研修）

第27条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を確保するものとする。

2. 施設は、全ての介護サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

る。

（損害賠償）

第 28 条 施設は利用者に提供したサービスに関して、明らかに施設に起因する事故等により利用者に損害を与えた場合には、施設が指定する保険契約に基づき損害賠償を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第 29 条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 30 条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第 31 条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

（改正）

第 32 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人あそか会理事会の議決を経るものとする。

（施行）

第 33 条 この規定は 2024 年 9 月 1 日から施行する。